

議会運営委員会

平成23年6月1日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎中西 和夫 ○木澤 正男 中川 靖広
小野 隆雄 飯高 昭二 辻 善次
嶋田 議長

2. 理事者出席者

総務部長 西本 喜一

3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏 同 係 長 安藤 容子

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 小野委員、飯高委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

はじめに、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

会議録署名委員には、小野委員、飯高委員を指名いたします。

両委員にはよろしく願いをいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりです。それではレジメに沿って進めてまいりたいと思います。

まずはじめに、協議事項（1）平成23年第3回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

①の会期日程につきましては、5月11日の議会運営委員会で確認いたしました日程案のとおり、6月6日（月）から6月23日（木）までの会期18日間ということで決定したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

平成23年第3回斑鳩町議会定例会は、6月6日（月）から6月23日（木）までの会期18日間ということで決定させていただきます。

次に、②の付議予定議案についてを議題といたします。

総務部長に出席を願っておりますので、町長からの付議予定議案について総務部長から概要説明を受けることといたします。

西本総務部長。

総務部長

それでは、付議予定議案につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず予定しております提出議案数でございますけれども、議決案件が6件、選挙案件が1件、承認案件が1件、認定案件が1件、報告案件が3件の合計1

2件でございます。

まず議決案件であります。ひとつめ、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてでございますが、東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図るため、地方税法の一部を改正する法律が本年4月27日に施行されましたことから、本条例におきまして、東日本大震災により被災者の方が所有する資産が受けたその損失の金額につきまして、平成23年度の個人町民税での雑損控除の適用ができるということ。また、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、この震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、引き続き、税額控除を適用する改正でございます。

2つめ、斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。母子医療費の助成につきましては、母子家庭の母子等とそれに準ずる者が助成の対象となっておりますが、奈良県におきまして、今年8月1日から新たに父子家庭の父子等にも補助対象とされますことから、本町におきましても父子家庭の父子等を新たに助成の対象とするための改正でございます。

3つめ、斑鳩町建築協定に関する条例の一部を改正する条例についてであります。大和都市計画用途地域が変更されたことにより、斑鳩町内において新たに第2種住居地域の指定がなされたことから、本条例に規定する建築基準法第69条の規定による建築協定をすることができる区域となる用途地域に、第2種住居地域を加える改正でございます。

4つめ、斑鳩町パチンコ店等及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてであります。先の条例改正と同じく、大和都市計画用途地域が変更されましたことにより、新たに第2種住居地域の指定がなされましたことから、本条例に規定するパチンコ店等及びゲームセンターの建築等を規制する区域となる用途地域に、第2種住居地域を加える改正でございます。

5つめ、斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてでございます。町営住宅の入居者等の安全と平穏を確保することから、町営住宅への暴力団員の入居の制限等についての規定を設けるものでございます。

6つめ、平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ85万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ77億7,085万7千円とする補正であります。内容といたしまして

は、消防団員の退職による退職報償金の受入とその支出に伴います補正でございます。

次に、選挙案件でございます。斑鳩町選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙についてであります。現在の委員及び同補充員の方々の任期が平成23年7月17日をもって満了しますことから、議会にその選挙をお願いするものでございます。

次に、承認案件の1件で、町長専決処分について承認を求めることについて（平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について）であります。これは、平成22年度の国民健康保険事業特別会計の決算を見込みます中で、4億4,290万円の歳入欠損が生じますことから、平成23年度予算から繰上充用の措置を行う補正でございます。

次に、認定案件の1件でございますが、平成22年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてでございます。

次に、報告案件の3件でございます。まずひとつめ、平成22年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）でございます。一般会計におきます土地改良事業外11事業につきまして、繰越額等についての報告でございます。

2つめ、平成22年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてと、3つめの平成22年度斑鳩町土地開発公社業務報告についてでございます。この2案の報告もでございます。

以上が、平成23年第3回定例会に提出を予定しております議案の内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長

ただいま、付議予定議案の概要説明を受けましたが、委員皆さんのほうから事前に何かお聞きになりたいことがありましたら、お受けいたします。

中川委員。

中川委員

今、部長、議案の2つ目の、斑鳩町母子医療費助成条例の、父子も入れるからという変更やということなんですが、名称はこのままでいいんですか。条例の名前。

総務部長 名称は変わります。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時7分 休憩)

(午前9時8分 再開)

委員長 再開いたします。 西本総務部長。

総務部長 今現在ある、斑鳩町母子医療助成条例の一部改正でございますが、その中で題名を「斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例」というふうに変えております。提出する条例改正の議案につきましては、普通の名称であげておりますが、中で変える、今申しましたように、ひとり親家庭というふうになるということでご理解いただきたいと思っております。

中川委員 下から2番目の斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例について、暴力団員等の入居を規制するというを入れる、現在はどうですか。そういう方はおられるのか、おられないのか。そこらは調べているんですか。

総務部長 私が知り得るところでは、いていないというふうには聞いております。

この改正は県のほうの条例改正しておりまして、それに準じて整合するための改正ということで、今回改正をするものでございます。今後、社会的にはそういうふうな時の対応も含めた中での改正でございます。

委員長 他ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで了承しておきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、町長からの付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということでした承しておきます。

次の選挙管理委員会委員の選挙、後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、農業委員会委員の推薦につきましては、次の付議予定議案等の取扱いのところで、説明と併せて協議することといたします。

それでは、③の付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。

議事日程と委員会付託表とを合わせてご覧いただきたいと思います。日程順に確認をしていきたいと思います。

まず、会議録署名議員の指名、会期の決定をいたします。

次に、付託議案の取扱いについてですが、付託先などについて確認をしたいと思います。お手元の議事日程と委員会付託表をご覧いただきながら進めさせていただきます。

まず、日程3、議案第17号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会へ付託。日程4、議案第18号、斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託。日程5、議案第19号、斑鳩町建築協定に関する条例の一部を改正する条例については、建設水道常任委員会に付託。日程6、議案第20号、斑鳩町パチンコ店等及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例についても、建設水道常任委員会に付託。日程7、議案第21号、斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についても、建設水道常任委員会に付託。日程8、議案第22号、平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）については、予算決算常任委員会へ付託。

ここまでは、総括質疑ののち、ただ今申し上げましたように、それぞれの委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議ないようですので、ただ今申し上げましたとおり、それぞれ付託することといたします。

次に、日程 9、選挙第 1 号、斑鳩町選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙についてであります。これは、先ほどの総務部長の説明にもありましたように、現在の委員さんの任期が平成 23 年 7 月 17 日をもって終了いたしますことから、地方自治法第 182 条の規定により、新たに委員 4 名、補充員 4 名の選挙をお願いするものでございます。これにつきましては、初日の本会議に提案をさせていただきまして、採決をすることとし、議長から選挙の方法を指名推薦とすることについて、また、補充員の指名等について諮っていただくことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議ないようですので、選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙については、初日の本会議において、指名推薦にすることについて、また補充員の指名等について諮っていただくことといたします。

それでは、指名推薦につきまして、ご相談をさせていただきます。

まず、事務局長から説明願います。 藤原議会事務局長。

議会事務
局長

お手元に名簿をお配りしておりますので、そちらの方をご覧いただきたいと思っております。名簿には 8 名の方を列記させていただいておりますけれども、まず委員さんでは、土屋善典氏、村田淑子氏、遠山寛氏、扇純子氏、以上 4 名の方につきましては、現在の委員さんでございます。次に、補充員につきましては、和田邦明氏、浅部京子氏、吉田憲子氏の以上 3 名の方が現在の補充員の方で、上から順に第 1 順位、第 2、第 3 となっております。そういうことで、現在、第 4 番目の補充員の方が 1 名欠員となっている状況でございます。

なお、現在の委員及び補充員の方の地区を参考までに申し上げますと、委員では、龍田第 1、第 2、法隆寺、富郷が各 1 名で、補充員では、龍田第 2、富郷、法隆寺が各 1 名で龍田第 1 の方はおられないと、そういう状況でございます。

この欠員となっております補充員 1 名の方につきましては、議長のほうでご配慮いただきましたところ、一番下にごございます宮崎大地氏を選定いただいております。宮崎氏につきましては、龍田第 1 地区の方でございます。この方に新

しく4番目の補充員になっていただくということで、名簿を作成させていただいております。よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、選挙管理委員会委員と補充員の選挙につきましては、これまで慣例的に、現職の方はそのままとして、欠員の補充を行ってきた経緯もございますので、この議会運営委員会で委員及び補充員を決めましてご確認いただき、皆様のご了解をいただければ、この名簿で、私のほうから初日の全員協議会で報告をさせていただき、議員皆さんに了解をしていただくというふうにしたいと考えております。

そして、初日の本会議におきまして、議長から指名推薦をしていただいて、決定をしていきたいと考えております。

これにつきまして、委員皆様のご意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。 木澤議員。

木澤委員 当日提出していただく議案の中には経歴等とかはつけて提出していただけるんですか、もうこのまま。

議会事務局長 この選挙管理委員会の委員さんにつきましては、議会の選挙ということでございますので、これまで経歴につきましては、つけておらないというところがございます。もしここで必要であるというのであれば、また、それはまた資料付けさせていただきますけれども。議会運営委員会でご協議いただければと思います。

委員長 今、局長のほうから説明がありましたように、この方の経歴をつけるかどうか、議会運営委員会で協議するというところで、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。 木澤委員。

木澤委員 ちょっと名前と住所しかわからない、年齢ということよりも、ある程度はわかっただろうか、そういうふうには思うんですけども。だからといって、その方の人物とかはわからないんですけども。

辻委員 それも1つの方法かと思えますけども。今までも全部ついてないのに、今までもわからないという感じの中で、それつけるんやったら全員つける。今までの人も結局わからないというような感じになるからね。その人だけつけるということになったら、その人に「なんでや」ということになってくるのかなという気がしますんで。今まで経緯がつけてないから、そのままでいいのかなという気がしますけどもね。これから全部付けるのだったら全部付けるとなってきますけど、この人だけ付けるというのはどうかなと。私はこのままでいいのかなと思えます。

中川委員 選挙というのは今、最後におっしゃったのは宮崎さんだけの選挙。全員ですやろ。だから、付けても問題ないやろうけど、今まで付けやんときてるねんから、別に経歴見たさかいに反対する、賛成するっていうのもないやろし、なしでええのちゃうの。

小野委員 ちょっと不勉強で申し訳ないんですけど。選挙管理委員の欠格事項か何かそういうものがあるんやったら、出してほしいし、そして、その中に選挙する場合に経歴とかが必要と書かれているのか、別にそれが無いんやというこになっているのか、今まで出してないというのは事実、そういうことしていない、今、この際こういう意見が出てるんやから、しっかりと選挙するにつけてもね、選挙という言葉で、私らは有権者で、この方たちがという、普通の選挙ではないと思うんです。この選挙管理委員の選挙をするというのはね。そこらどないなっているんですか。

議会事務局長 選挙管理委員会委員さん、あるいは補助員の方につきましては、いわゆる斑鳩町の有権者、選挙人名簿に登載をされた方から選挙をしていただく、選んでいただくこととなります。さきほど欠格事項というようにおっしゃいましたけども、いわゆる選挙違反、選挙違反に関係した方につきましては、選挙管理委員にはなれないということで、その方につきましては当然、選挙人名簿から削除されますので、選べない。ただこの選挙につきましてはですね、例えば、初日に行うということであれば、指名推薦となれば推薦してもらいます。そういったことで、これまで同日付で選挙管理委員会の方へ、選挙人名簿に登載され

ているかどうかということの照会、議長名で照会をかけて、該当しないという旨の回答を得て、実際に事務局におきましてはあらかじめ事前にお尋ねしながらやっていることでございますけども、いずれの方につきましても、欠格事項には該当しないということについては、あらかじめ確認をしております。

小野委員　　ということは、その人の経歴云々とかね、結局、公選法にもとづく選挙で選挙広報とか出さないかとか、そういう選挙でもないということで、理解したらいいのかな。

議会事務局長　　今、委員さんおっしゃったとおりでございます。

小野委員　　今、副委員長が提案しておりますんでね、この人たちの経歴もちょっと参考にしたいという意見ですが、他の委員さんからも今までもそういうのを出していないし、今回からということになれば、ちょっと何かいろんな、問題とまではいかないけども、そういうのが前例になってきたら、今までの3年でしたか、4年かな、していないのに、今回から出すなったら、いろいろな支障があっちはいけないと思いますので、できれば同じ形でね、いってもらったらいいのかなと思いますけど、副委員長に最終的に判断してもらって。

木澤委員　　他の委員さんもそうおっしゃっているんで、まあ選挙人名簿に載っている方から選ばれてますよという基準があるということで理解をしておきますので、経歴の添付については今回取り下げさせていただきます。

委員長　　この件については従来どおりやっていくということでしておきます。

それでは、事務局から説明がありました選挙管理委員会の委員及び補充員につきましては、これまで前例的に前職の方はそのままとして、欠員の補充を行ってきた経緯もございますので、この議会運営委員会で委員及び補充員を決めましてご確認をいただき、皆様のご了解をいただければ、この名簿で私のほうから、初日の全員協議会で報告をさせていただき、本会議において町から指名推薦していただくという形で決定してきたいと思います。それでは選挙管理委員会の委員及び補充員につきましては、この名簿に記載された方を指名推薦

するというところで確認をしておきたいと思います。そして全員協議会で報告をさせていただき、皆様のご了解を得ることといたします。

次に、日程10、選挙第2号、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、事務局から説明をお願いします。 藤原議会事務局長。

議会事務
局長

お手元の資料、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の選挙長から送付を受けました文書の写しをご覧くださいと思います。

広域連合議会議員のうち町村議会議員の区分において、任期満了にともない3名の欠員が生じたことから、去る5月9日に選挙の告示がされております。これにつきましては、5月11日の全員協議会において議員皆様に告示文書の写しの配布をさせていただいておるところでございます。

昨日、午後5時に候補者の届出が締め切られまして、この選挙については、裏面でございますように、欠員3名に対し、4名の候補者となりましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の規定により県内全町村議会において選挙が実施されることとなりました。この候補者4名ですけれども、芝和也候補は個人推薦に係る候補者で、高岡進候補、谷完二候補、堀口誠候補の3名は、奈良県町村議会議長会が団体推薦した候補者でございます。

広域連合の選挙長からは、速やかに選挙を実施するよう依頼がございましたので、本町におきましては、6月6日の初日本会議において選挙を実施していただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、議会における選挙につきましては、会議規則第33条の規定により、選挙の結果を議場において報告し、当選人に当選の旨を告知することになっておりますが、この選挙につきましては、奈良県下のすべての町村議会において選挙が行われた後でなければ当選人が決定いたしませんので、この報告につきましては、当町議会における有効投票のうち各候補者の得票数までを報告することとなりますので、あわせてご確認をお願いいたします。

委員長

ただ今、事務局長から説明のありましたことについて、何かご質問等がございましたらお受けいたします。 嶋田議長。

嶋田議長 　ただ今、局長のほうから候補者等についての説明がありましたが、奈良県町村議会議長会では3名の方を候補者として推薦されております。

　県議長会では、県内町村議会を4ブロックに分けており、今回第2、第3、第4ブロックが欠員となっております。斑鳩町は第2ブロックに入っておりまして、王寺周辺広域市町村圏に属する生駒郡4町と、王寺町、河合町、上牧町の7町が第2ブロックを構成しております。前月の27日に王寺周辺広域市町村圏議長会の会議があり、第2ブロックからの候補者について相談をした結果、三郷町の高岡議長を推薦することでまとまりましたので、ご報告をさせていただきます。

委員長 　今、議長の方から報告がありましたように、広域圏の議長会のなかで三郷町の高岡議長を推薦するという事でまとまったということでございます。

　また、選挙を行う日についてご相談をさせていただきたいと思います。

　さきほど事務局から本会議初日の6日実施という考え方が出されましたが、ご意見がありましたらお受けしたいと思います。　小野委員。

小野委員 　局長の説明で、結局、の選挙やったら当選者3名、得票数の多いの3名当選ですということで、斑鳩町議会としては報告するんじゃなくて、この4名の中の得票数を全て報告して、奈良県内での集めた結果、当選者が決定する、そのように理解したらよろしいんですね。

議会事務局長 　おっしゃるとおりでございます。当選人というのは、全て県下の町村議会の得票数の合計をしないことには決定しない、わからないということで、今回の場合につきましては、当選人の告知は行えませんので、それについては省略をし、各候補の得票数だけを広域連合の選挙長まで報告するという事でございます。

委員長 　よろしいですか。

　それでは、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、本会議初日に選挙を行うということで確認をしておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。この選挙につきましては、本会議初日に実施するということで確認をしておきます。

なお、選挙の方法についてですが、会議規則第33条の規定にかかわらず、当町議会における有効投票のうち各候補者の得票数までを広域連合の選挙長に報告することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議がないようですので、議長には、当町議会における有効投票のうち各候補者の得票数までを広域連合の選挙長に報告いただきますようお願いをいたします。

次に、日程11、承認第5号、町長専決処分について承認を求めることについて（平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について）、これは専決処分に係る承認案件でありますので、慣例により、委員会付託を省略し、初日に即決したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。承認第5号につきましては、初日の本会議で、その承認について諮っていただくことといたします。

なお、この承認第5号につきましては、賛否の確認をいたしておりませんが、本会議において討論となった場合、賛否の討論者は従来どおり、それぞれ1名とすることで確認をしておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。賛否の討論は、各1名ずつということで、確認をしておきます。

次に、日程12、認定第2号、平成22年度斑鳩町水道事業会計決算の認定については、予算決算常任委員会に付託することといたします。

次に、日程13、推薦第1号、斑鳩町農業委員会委員の推薦についてですが、現農業委員の任期は、本年7月19日までとなっております。よって、あらたに委員を推薦する必要があると思いますので、初日の全員協議会で皆さんにご希望をお聞きし、2名の方を決定いたしまして、初日の本会議で諮っていただくことにしたいと思いますが、委員皆様のほうで何かご意見等がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

辻委員。

辻委員　　これ今まで慣例かなん知らんけども、例えば龍田地域と法隆寺地域というような分かれているような、斑中、南中で、それは基本的にそういう。そういう割り振りあったのかなというのを聞かせてもらいたいんですけども。

委員長　　以前はありました。今はなくなっています。
他、よろしいですか。

(異議なし)

委員長　　ないようですので、農業委員の推薦については、初日の全員協議会で議員皆様からご希望をお聞きして2名の方を決定しまして、初日の本会議でお諮りいただくということで確認をしておきます。

すいません、今の農業委員の地区的なあれですねけれども、「選任にあたっては地域性に配慮するものとする」ということになっておりますんで、その辺だけちょっと。　小野委員。

小野委員　　そういうことで、希望者を全協で募って、その中で2人にするということですか。

委員長　　そうですね。

小野委員　　そういうことですね。その時にもしオーバーする場合は、地域的なことも考慮するというので、話し合ったらいいということですか。

委員長　　暫時休憩します。

（ 午前 9時31分 休憩 ）

（ 午前 9時35分 再開 ）

委員長　　再開いたします。

今、農業委員の推薦につきましては、先例と慣例ということで、今回、地域性を考慮してということになっておりますので、できる限り、選び方はその時の地域性というのも考慮していただきながら、また、人数がオーバーした場合、地域性を考慮して調整をとっていただくということをお願いをしたいと思います。

次に、日程14、報告第5号、日程15、報告第6号、日程16、報告第7号の以上3議案については、いずれも報告案件ですので、これまでの例により、本会議初日に報告を受けることといたします。

以上、申し上げましたとおり、付議議案の取扱いをしたいと思います、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長　　異議なしと認めます。

議長におかれては、ただ今確認いたしましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますようお願いをいたします。

付議予定議案等の取扱いについては、以上で終わらせていただきます。

総務部長のほうから、何か他に報告等しておくことはありますか。

総務部長　　ございません。

委員長　　なければ、総務部長には他の公務もありますので、ここで退席をしていただ

くことといたします。ご苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

(午前9時36分 休憩)

(午前9時37分 再開)

委員長

再開いたします。

続きまして、(2) 陳情書の取扱いについてを議題といたします。

これまでに3件の陳情書をお受けしております。これについて、本日、その取扱いについてご協議いただきたいと思います。

それでは、まず初めに、これらの文書を受けた経緯などについて、簡単に事務局から説明願います。 藤原議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、陳情書の提出を受けました経緯等についてご説明させていただきます。お手元に配布しております陳情書の写しをご覧いただきたいと思います。

まず、はじめに「ガイド活動に伴う駐車料金に関する陳情書」についてですが、斑鳩の里観光ボランティアの会、会長木村八弘芳外役員13名の方から提出を受けたものでございます。去る3月14日朝に木村会長さんが事務局にお越しになられまして提出をされております。当日は、ちょうど3月定例会中の予算決算常任委員会の日でございましたので、提出をいただいた陳情書については、3月定例会では審議できないので、その取扱いの協議が6月定例会前の議会運営委員会になる旨をご説明いたしまして、ご了解をいただいております。

次に、「中学校教科書採択についての陳情」でございしますが、陳情者は、斑鳩町服部2丁目の朝田邦夫氏外1名で、去る5月19日に朝田町子さんが議会事務局にお越しになられまして、提出を受けたものでございます。

なお、外1名となっておりますが、これは陳情を持参してこられました朝田町子さんであることを、ご本人に確認をいたしております。

次に、「法隆寺参道付近(参道、参道沿いの商店前道路、南大門前)および龍田川の龍田大橋付近(念仏橋⇔岩瀬橋)」この矢印記号は区間を意味してい

る記号かと思うのですが、「で灰皿のあるところ以外でたばこを吸うことの禁止、たばこのポイ捨てるの禁止および灰皿のあるところ以外でたばこを吸った者、たばこのポイ捨てる者に罰則（過料）を課す「たばこポイ捨てる禁止条例（仮称）」の策定を求める意見書についてでございます。

この陳情書につきましては、去る5月20日に、陳情者として連名となっております齋藤さん、そして、樋口さんのおふたりが事務局にお越しになられまして提出されたものであります。以上です。

委員長 それでは、ひとつずつ順にお諮りをさせていただきます。

まず、斑鳩の里観光ボランティアの会から提出を受けました「ガイド活動に伴う駐車料金に関する陳情書」について、どのように取扱いをするのか、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。 中川委員。

中川委員 駐車場の利用料金の改正のときにも委員会で発言してましてんけれども。そのときのこともありますし、できたら委員会に付託していただけたらと思います。

委員長 今、中川委員のほうから、委員会に付託していただきたいというご意見をいただきましたが、他の委員さんどうですやろ。 飯高委員。

飯高委員 観光ボランティアの方、町外のほうから来られている方もいろんな思いがあるとは思いますが、委員会に付託して審議していきたいと思います。

委員長 町外の方もだいぶ多いようではございますけれども、この件につきましては、ただいま議題となっております陳情書については、定例会に上程し、建設水道常任委員会に付託するという事で確認をさせていただきます。なお、お配りをしております議事日程には入っておりませんので、議案として追加をさせていただきます。

次に、「中学校教科書採択についての陳情」について、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。 中川委員。

委員長 「教育基本法や学習指導要領改正の趣旨にふさわしい教科書を採択していただくよう」とありますけれども、今はその趣旨にふさわしくない教科書を使っているんですか。これ以上、今使っている教科書より、この法律が改正されたあとに、もっと教科書として相応しいものが出ているのか、出ていないのかということもありますし、今、使っているもの以上のものがないんやったら、議論する余地もないと思いますし。

委員長 藤原議会事務局長。

議会事務局 今のご質問ですけれども、私も専門ではないので、詳しいことも申し上げられませんが、いわゆる教科書の採択に当たっては文部科学省のほうで教科書の検定がされております。そういったことで、指導要領等に合致するかどうかということについては検定されておるわけですが、従来、マスコミ等の報道を見ておりますと、やはり、その部分的な事象の取り扱いですね、そういったものについて、重点的に取り扱う、あるいは取扱い方が軽いとか、そういったことでよく問題になっております。そういったことでの趣旨の陳情だとは思いますが。

木澤委員 こういうふうに出してきておられるんですけれども、どの教科書がふさわしいのかというのは教育の現場のほうで選んでいただくのがいいのかなと。法の趣旨に沿ってと書いておりますけれども、この法をつくるときにもいろいろな議論があって、問題等が指摘されていましてけれども、一定の概念を反映させるような教科書の採択をしてほしいということ、政治の場から教育のほうに、言うたら提言するというような、一定、教育の内容にも介入するような形になってしまうのではないのかなというようにも、ちょっと思うんです。教育条件の整備というところで、政治というのは力を発揮するべきであると思いますし、これが例えば、民主的な教科書の採択をするべき土壌を設けてほしいとか、そういうことでしたら、議会のほうとしても取り上げて、そういう条件を求めていくということはあるかなとは思いますが、今回の陳情についてはどうなのかなと。それであるならば、議員さんに配布にとどめていただくといいと思います。

小野委員 行政、執行部のほうにもこの陳情書は上がっているのですか。

議会事務局長 私の知る限りでは、行政のほうには出ておりません。陳情者とお話しをお伺いするなかでは、議会のほうから行政に対してこういったことを言ってほしいと、そういうことから陳情しましたということでご説明を受けております。

小野委員 ということは、副委員長が先に言ったようなこともあるし、中川委員もどのようなものがふさわしい教科書というのか、議会でまとめやないかということになりますしね。もし、教育委員会に、この陳情書を受けて、そういう、ふさわしい教科書をしてくれと教育委員会に申し入れたときに、逆に教育委員会にどういう本ですかと言われる可能性もあるしね。十分議会としてはそこまでできないんじゃないかなと思うしね。私も、配布にとどめておくことで、陳情者の思いも達せたのかなと思いますので、配布でいいと思います。

委員長 今、おふたりの議員さんから配布にとどめてはいいのではというご意見がございましたが、そういう形で進めさせていただいて、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 ただいま議題となっています陳情書につきましては、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきます。

議会事務局長 次に、「法隆寺参道付近（参道、参道沿いの商店前道路、南大門前）および龍田川の龍田大橋付近（念仏橋⇔岩瀬橋）で灰皿のあるところ以外でたばこを吸うことの禁止、たばこのポイ捨てるの禁止および灰皿のあるところ以外でたばこを吸った者、たばこのポイ捨てる者に罰則（過料）を課す「たばこポイ捨てる禁止条例（仮称）」の策定を求める陳情書」について、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。 飯高委員。

飯高委員 これにつきましては、厚生でアンケート出したら、こういったポイ捨てるの関

係でありましたけれども、まとめられているんですけども、過料についてのことはされていなかったんですけども、これについては、各議運のメンバーさんに配付されていたと思うんです。うちも送ってきましたけれども。この方も、いろいろと認識というのがありまして、いろいろと細かいことを言いますと、やはり今後、過料も含めながら、再度議論していただいたらどうかなと思います。委員会付託という形で。

辻委員 私も、その当時、委員長で担当させてもらってしましてんけど、自治会連合会からポイ捨て禁止条例をつくったらいいんと違うかということでできてきて、その後、我々もいろいろ意見を出してもらいながら、アンケートもさせていただきましたけれども。一応、条例を設ける、半々ぐらいの割合やったということで、禁止条例を設けると、もうちょっとマナーの向上のPRしようというのと、特にそのなかでも、禁止条例で罰則規定を設ける場合は、なかなかその罰則を、誰がそれを見つけて罰則するのかとかいう、そのへんの議論もかなりできてきますので、そのへんも含めて前のアンケート調査も参考にしながら、これはもう委員会の勉強会でしていますので、それで、自治会連合会で各総会でこの結果を配付されたということで、自治会連合会では、そういうことで聞いておりますので、委員会でもまたアンケート結果、意見もいろいろありますので、議論してもらったらいいのかなということで。

飯高委員 前回と委員会のメンバーが替わっていますしね、やはり、再度、委員会の方で議論をしていただけたらいいと思います。

委員長 この件については、付託するというので、付託先については、勉強会も開いていただいておりますし、厚生常任委員会に付託するというのでさせていただきたいと思います。

また、この件につきましても、お配りをしております議事日程表には入っておりませんので、議案として追加をさせていただきます。 藤原議会事務局長。

議会事務局 ただ今、議案書としての取扱いについて決定をいただきましたけれども、局長 この陳情の表題の2行目に「龍田大橋付近（念仏橋、その右にございます矢印

の記号ですが、これは読み方のない記号でございますので、議案として取り扱うときにですね長いということもありますけれども、読み方で少し混乱が生じるのではないかというふうに思いますので、この矢印が念仏橋と岩瀬橋の区間というのを表しているかと思っておりますので、同じ意味を表す波線の記号「～」ですね、それでしたら一般的に「から」というふうにも読めますので、できればそのように替えていただけたらと思っておりますので、ここでご確認をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員長 　ただ今、局長から表題の一部、矢印記号を波線記号に変更したいということでございますが、皆さん、ご了承いただけますでしょうか。

中川委員。

中川委員 　「～」は正式な、そういう名称とかで使えるのですか。

議会事務局長 　特に、何が使えるとか使えないということではなしに、いわゆる「～」が一般的に「から」という形で使い慣らされているということで、一般的であるかなと思っておりますので、「～」に替えていただけたらと思っております。

中川委員 　それならば、「～」も「⇔」も一緒やから、「から」でええんと違えますの。「念仏橋から岩瀬橋」でええんと違えますの。替えんねやったらね。「～」に替えんねやったら、もう「から」を入れておいたほうがましと違うの、はっきりするのかなと。

小野委員 　今、「～」にするか、それにするかという議論をされてるんですけども、議案書として扱うときにね、仮に、これが提出者の了解を得なければいけないのかどうか、得なければいけないのであれば、もうちょっと、議案書の取り扱いになりましたので、ここの表題部を少し整理させていただきませんかということで、すっきりしたものにして、議案書に載せていってね、内容はこれやと分かったんねんから、そういう取扱いは議会事務局として、できるのか、できないものなのか、どうなんでしょう。

議会事務 できるだけ、事務局の考え方としましては、できるだけ提出者の持つてこ
局長 られた文書に沿いたいということで、変更するにしても、最小限の変更だけに
留めたいということで、「～」という形で申し上げただけです。

またそれにつきましては、また仮にご了解いただければ、後ほど、陳情者
の方にそういったことで替えたということでお伝えして、ご了解をいただき
たいと思っております。

小野委員 私の質問の仕方がちょっと間違ってたね。できるのか、できへんのかとい
うことは、議運の委員としておかしい。議会運営委員会としてのまとめとして、
ちょっとこれは文章的に取扱いにくいという今日の結論になったと。そうした
場合には、陳情者に連絡を入れて、それで議案書としての形を整えるというこ
とを事務局として行うことはできるのかなと。議会運営委員会で、こういうふ
うにしてもらわれへんかということで提案されたら、それはできるのかな。

議会事務 特に、請願書とかいうことではございませんので、そういう決まりはない
局長 んですけども、いわゆる提出された陳情者が納得、ご了承いただければ、替
えることは可能だと思います。

小野委員 そうしたらね、今日の議運で付託しますと、それにつけて、文章的に申し
訳ないんですけども、これもうちちょっと長いので簡素化したいということ
で、陳情者に話ししてね。陳情書の書き方というのは、今まで何回かね、「陳
情書」というだけでね、議案に上げたことがあるんですよ。全然違うもんでね、
それは「陳情書」が一番タイトルになっていたから、仕方ないから議案書とし
て「陳情書」として。

委員長 暫時休憩します。

(午前 9時58分 休憩)

(午前10時11分 再開)

委員長 再開いたします。 木澤委員。

木澤委員 提出者の思いというのは非常によく分かるのですが、陳情事項のほうに全く同じような内容の文章も書いておられますので、議題として取り扱う現状、タイトルを短いものにさせていただくほうが、取扱い上も進行上も扱いやすいかなと思いますので、できれば、そういう形でこの議会運営委員会でまとめていただけると、進行しやすいかなと思いますので。

委員長 今、木澤委員のほうから、タイトルが長いということで、もう少し短くということで、『「たばこポイ捨て禁止条例」の策定を求める陳情書について』ということに替えてはということでございますが、これでみなさんご了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。それでは、表題部は、『「たばこポイ捨て禁止条例」の策定を求める陳情書について』ということに変更することで了承し確認をしておきます。

次に、(3)都市計画審議会委員の選任についてを議題といたします。議会から選出をいたします都市計画審議会委員の任期については、先例と慣例により町長が選任した委員の任期とし、6月定例会中の全員協議会で委員を選ぶことになっております。現委員は、本年6月30日までとなっておりますので、この6月定例会の全員協議会で、できれば、初日の全員協議会で議員皆様のご希望をお聞きし、改選をすることにしたいと思いますが、これについて、委員皆様のご意見がございましたらお受けしたいと思っております。

(な し)

委員長 よろしいですか。それでは、都市計画審議会委員の選任につきましては、初日の全員協議会で議員皆様のご希望をお聞きし、決定していただくことにいたします。

次に、(4)議場等におけるエコスタイルの実施についてを議題といたしま

す。これについては、議長のほうから報告をいただきたいと思います。

嶋田議長。

議 長

皆さんのお手元に、「夏季のエコスタイル」の実施についてという文書をお配りしておりますが、本年も町長から議会に対し協力依頼がまいっております。

昨年度までは、実施期間が6月1日から9月30日までとなっておりますが、昨年の猛暑が続いたこと、また、東日本大震災や中部電力の原発停止等による電力事情を考慮し節電に努める、そういった理由により、今年度につきましては、実施期間を前後で拡大されまして、5月16日から10月31日までとなっております。

町議会におきましても、例年どおり、議場等におけるエコスタイルの実施をしていきたいと思いますが、実施期間を町のそれに合わせるのか、議会独自の考え方で決めるのか、またエコスタイル自身、議員皆さんにも浸透してきておりますので、毎年皆さんに文書通知を出すのかどうか。そういったことも含めて、委員皆さんのご意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長

ただいま、議長から議場等におけるエコスタイルの実施について、報告をいただきましたが、委員皆様のご意見をお受けしたいと思います。

中川委員。

中川委員

役場は5月16日から10月31日まで、議会も同じ庁舎内やしね、町側と議会と日が違うというのはおかしいと思いますのでね、日は合わしてもらったほうが良いと思います。

小野委員

議長も議会運営委員会に意見を聞きたいということで、遑ってする必要はないかと思いますが、6月1日、今日からですね、議運の皆さんの意見を聞いてもらって、6月1日から。終わりは10月31日まで、そのほうが形としてはいいんじゃないかなと、そのように思います。

中川委員 他の議員さんの断りを得て決めるものやったら、それでもいいんだけども、議長が自らの判断でこの日からこの日で決定してやんねやったら、別に。今、小野委員が言わはるように、議運にかかったるさかい、そういうことも言えるんかなと思うけど。議長がもう判断で、町と同じ日やということで決めてくれるんやったら、それで問題ないと思います。

小野委員 議長も5月12日に町長から文書をいただいて、6月1日に議運があるから、一応協議してほしいという意向だと、私は推察しています。何も町側にあわす必要はないんじゃないかと思います。だから、一応、こういう形できた場合は、日が開いているんやから6月1日からということで。上の発刊番号も6月1日と書いてあるから、そのほうがいいんかなと。

委員長 今、2つの意見が出ておりますけれども、5月16日、町に合わしたらどうかというご意見と、あとは6月1日からというご意見と出ておりますけれども、これについて。

暫時休憩します。

(午前10時18分 休憩)

(午前10時20分 再開)

委員長 再開します。 中川委員。

中川委員 私、先ほど、町と同じ日に合わせたほうがいいのかというようなご意見も申し上げさせていただきましたが、小野委員のおっしゃるように、本日の議会運営委員会に議長が相談されると、相談されるというか議案として上げておられますので、遡っての日付はおかしいということについても私も考えは同意いたしますので、6月1日から10月31日までの期間にしてはと思います。それと、今後、これは議長の判断に任せて、議会運営委員会には議題として上げていただかなくても、私のほうはいいと思いますねけれども。その辺りも委員長のほうから、他の委員さんに諮っていただいたらどうですやろ。

委員長 中川委員のほうから、実施期間については、6月1日から10月31日までということと、あと、このエコスタイルの実施につきましては、議長判断で各議員さんに通知していただきたい、ということでまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、そのようにさせていただきますのでよろしくお願いいたします。
次に、2. その他についてを議題といたします。委員さんのほうから何かございましたらお受けしたいと思います。 飯高委員。

飯高委員 東日本の震災の復興という形でされています。町は、やはり今、岩手県大槌町への義援金や物資、また2ヶ月半ぐらい経ちますんで、人的支援も協力的にされています。議会としては義援金はしていただいています、これから復旧が長期化されるという中にありまして、議会としても、やはり大槌町に対して、人的支援と言いますか、状況云々とかあるんですけども、それを見ながら、何かできることはないのかなということを考えているんですけども。議会としても人的支援という形で支援していきたいなと私は思っているんですけども。皆さんいかがでしょうか。

委員長 今、飯高委員のほうから、大槌町に対して、議会から支援ということを考えてたらどうかという意見が出ておりますが、この件について、みなさんのご意見を伺いたしたいと思います。 中川委員。

中川委員 町長及びまた職員さんは、町と、向こうの町民さんの手続き等いろいろ、町長もお亡くなりになり、町職員の幹部さんもお亡くなりになったということから、お手伝い、支援に行っておられていますが。私らが行ってできることがあるのか。逆に、そういう手を必要とされているのかどうか、行ってじゃまになるようなことでは、ありがた迷惑になるし。そういうことも考えて、「ええわ、ええわ、行こ、行こ」で行って、じゃまになるようなことではやっぱり困るし、相手に迷惑になるしなと私は思います。

飯高委員 中川委員が今言われたことも、当然含んでのことだと思っただけですけれども。長期化される中において、町職員さんも定期的にメンバーを替えながら行っていただいている。状況に応じて、向こうが求めること、また町職員が行っている間について、これはひょっとしたら議員さんが行ってもらったらいいんとちがうかとか、そういう判断のもとで、そうしたら、こちらにも必要に応じて行かせてもらおうかということだけであって、押し付けてするんでは決してないんです。迷惑がかかるというのは、かえってそれは支援の無駄になってしまいますのでね。そういうふうなことをちゃんと踏まえながら、僕は支援の手を差しのべるべきじゃないかなとは思っているんです。何もかも押し付けたら、それは逆になってしまいますのでね。職員さんもずっとその状況を見られておりますからね。何が必要なのかということをもっと教えていただくということも議会にとって大事かなと、その中で何かできることがあればという話なんです。

中川委員 今、飯高委員言わはるように、そういうことであれば、行っておられる職員さんに、議会としてこういうことをしていただいたらどうですかと、もしか要望っていうか、そういう話があった時には、またできる限りの協力はするということがいいのと違いますか。まあ職員さん言ってきませんわ。そんな程度でいいのと違いますの。そういう要望があったときは協力しようやと。

委員長 職員互助会と商工会の青年部、これが7月から8月の間に、そうめん流しをします。そういうことも聞いております。だから、そういう他の団体も活動を行っているということの中で、議会としても、どうですかということだと思います。だから、中川委員言われたように、町の方で職員派遣されている中で、その状況を見ながら、もし、そうめん流しでも手伝えることがあれば、声をかけていただいて、参加していくということでもいいんじゃないかと思えます。

嶋田議長。

議長 今、商工会青年部がそうめん流しをされるということですが、そのそうめん自身を購入するのは商工会青年部が購入されるわけで、町が用意したものを持っていくとかそういうふうなことではないんですか。

委員長 だから青年部としてそういう動きをされる。その中で議会としてもなんかやっぱりアクションを起こしたほうがいいのではないかというのが、飯高委員の意見だと思うんですけども。言われるように、行って間にあうのかと言うたら、間に合わん、じゃましに行くことになるかもわかりませんが。

(「まとめてください。」という声あり)

委員長 そしたらね、一応、今、ちょっと話させてもらったように、町のほうにどのような活動があるのか、情報を聞いて確認させていただき、応援できるようなものがあれば、また全協で話させていただいて、できることがあればさせていただければということで、それでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 そしたら、またそういう形で確認させていただきます。他に委員さんの方から何か。 小野委員。

小野委員 まったく細かい話で申し訳ないんですが、先の議運でね、一応6月議会の日程というのは確認されたと思うんですが、その時点でね、13日の件で意見が出て、農業委員会があるからどうするかというような、それであの時点で6月の日程、私としては決定されたものだという事で解釈しておったんですが、農業委員会の担当課長に、6月1日に議運が開かれて決定されるので、農業委員さんにはまだ場所等は変更になる可能性があるかと、まあまだ時間があることだから、6月1日を待っていますというようなことを聞いたのでね。それはちょっとおかしいんじゃないかと。5月11日に、この日は休会にするんだから、農業委員会は第1会議室で開いてもらって結構やと、ひとつの議会としてできたと思いますんでね。ちょっと連絡をしてもらったらいいと思いますんでね。

委員長 藤原議会事務局長。

議会事務局長 私も前任者の浦口局長から引継事項としてですね、その件につきましては、定例会のある月の農業委員会につきましては、地下大会議室でしていただく、定例会のない月につきましては、この3階の第1会議室でやると、そういうことでこれまでできておりました、農業委員会の方もそういう形で理解していただいているのではないかと思います。

小野委員 だからね、この前の5月11日に提案された案としてね、13日は休会にしているんですね。農業委員会があるということで。一応、休会にしている。だからその担当の課長がね、どうですかと聞きに来られたら、空いてますよと、空いてあるのに、いくら定例会を開いてあっても、空いてあるのに、農業委員会に使わせないというのはね、それはちょっと不合理じゃないのかなと私は思います。前局長がそのように引き継いだということなんですけどもね。それは以前に連絡が遅なっているとかね、いろんなことがあって、農業委員さんが当日ここにおいでになったときに、そういうトラブルがあったから、それらは綿密に担当課と連絡をしてほしいと。だから議会運営委員会で日程的に、この日は農業委員会の日が空いているんだったらね、別に問題ない、使ってもらって結構だと。だから、使ってもらったらいんじゃないかなと、そのように私は思うし、前回の中でね、この日は会議室が空いているんだと。そういうことで、あの会議室の管理というのは、議会事務局で管理しているんだったら、そしたら議会事務局としてもこの日は空いているという判断はできる。そのために、議会運営委員会で13日は休会に決定しているんですから。

議会事務局長 おっしゃるように定例会につきましては、先ほど、申しあげましたように、地下の大会議室のほうで開催されておられます。といいますのは、急に会議をしたいということになっても、会議ができるような状態で、これにつきましては会議室を確保しているといった状況でございます。

中川委員 小野委員おっしゃるのもよくわかるねんけど、農業委員さん自身、農業委員会自身が、もう定例会中3月、6月、9月、12月は地下ですとということに理解していただいているし、机の並べかたがもう全然違うからね、そんな無駄なことせんでも農業委員会、地下ですするのに文句言わはる人なかったら、そ

れはそれで開会中は、定例会中はそんでええのかなと、私はそのように思います。

小野委員　　そういうふうにしてできてあるのだったら、そしたら私が勘違いしてたんやな。備考に農業委員会がありますが休会にしていますと、それはメンバー的にとことだけで、解釈で、定例会が開催されている時は農業委員会は必ず地下ということで定着している。なるほどね。そしたらね、もう通知出したかという話をした時に、1日まで待ってくれということで待っているんだということなんです、それも勘違いか。

中川委員　　たぶん清水課長がこの4月からですやろ、今までの流れを全然把握してはらへんと思うねん、ただそれだけのことやと思いますねん。

辻委員　　今、農業委員会5日ぐらいに現調して、それぐらいまで通知してませんねん。われわれがもらうのは、たぶん議会本会議始まるその辺ぐらいにしか通知もらっていない。

中川委員　　職員がやな、議運の1日待ってんねやと言うたと言ってはる。

小野委員　　ちょっと4年間、留守にしている間に定着していた状態に、ちょっと勘違いしてましたので、今までの発言はちょっと行き過ぎでした。局長のね、そういう何は私も把握もしていなかったし、今、中川委員がおっしゃったように課長も新しく来たということで、その流れを把握できなかったということで、私からの雑談、いろんな話あったけどね、そういうことなので、それについて再確認させてもらったということで、終わっておきます。

委員長　　他に、ございませんか。

(な し)

委員長　　それでは、議長のほうから。　　嶋田議長。

議長 お手元に資料をお配りさせていただいておりますように、本年度におきましても、子ども模擬議会が8月10日（火）に実施をされます。議場を使わせていただき、議員皆さんの議席をお借りすることになりますので、よろしくお願いをいたします。

委員長 ただ今、議長から、本年も8月10日に子ども模擬機会が開催されるということでございますので、よろしくお願いしておきたいと思っております。

事務局は、何かありますか。 藤原議会事務局長。

議会事務局長 それでは、すいません。お手元に資料をお配りさせていただいておりますけれども、去る4月28日に地方自治法の一部を改正する法律が国会で成立いたしました。そして5月2日に公布をされましたので、この議会に関わる部分についてご報告をさせていただきたいと思っております。

お手元に「地方自治法の一部改正に係る留意点」というタイトルの文書をお配りしておりますけれども、これは全国町村議会議長会のほうから送られてきたものでございます。これによりご説明をさせていただきます。

この地方自治法の一部を改正する法律は、平成23年4月28日に成立し、5月2日に公布されております。施行日は、公布の日から3ヶ月以内の政令で定める日となっております。ただし、議決事件の範囲の拡大につきましては、公布の日から1年以内の政令で定める日となっております。

今回の地方自治法の改正の特徴ですけれども、資料の一番後ろにつけているペーパーを見ていただきたいと思います。地方自治法の一部を改正する法律の概要という資料でございます。今回の法改正は、地方分権の観点から地方自治法の見直しをされたもので、地方公共団体の組織及び運営について、その自由度の拡大を図るとともに、直接請求の制度についてその適正な実施を確保するために必要な改正が行われております。改正内容は多岐にわたっておりますが、議会が関係いたしますものだけご説明をさせていただきます。

資料の1ページ目をご覧くださいと思います。議会に関する改正につきましては4点ございます。

まず1点目は、議員定数の上限が撤廃がされております。ご承知のように、

地方議会議員の定数につきましては、人口段階別に上限となる人数が定められておりましたけども、この改正によりまして、法定上限値が撤廃され、それぞれの団体において議員定数を条例により自由に定めることができるようになりました。つまり、議会制度の自由度を高めるため、定数の決定は、各地方公共団体の自主的な判断に完全に委ねられたものでございます。

2 ページ目をご覧くださいと思います。2 点目ですけれども、議決事件の拡大が図られております。これは地方自治法で定められた議会の議決すべき事件に加えて、条例により議決事件を追加できることになっております。これまでは、法定受託事務につきましては、議決事件の対象にはなっておりませんでした。この改正によりまして、但し書きにございますように「国の安全に関する事その他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるもの」こういったものを除き、法定受託事務も条例により議決事件に追加できることと、そういうふうに改正をされております。

次に、3 点目でございます。行政機関の共同設置について改正がされております。この法律改正以前までも、地方公共団体の長の執行機関、また、委員会や附属機関については、協議により規約を定めて共同設置をすることができたわけでございますけども、今回の改正では、行政機関すべてにわたって共同設置ができるようになりました。つまり、行政機関のなかでも議会事務局については、これまで共同設置ができなかったわけですが、議会事務局についても共同設置が可能になったということでございます。この改正の目的でございますけども、3 ページの上にかかれておりますように、議会の政策形成機能や監視機能を補佐する体制が一層重要であるということで、政策立案や法制的な検討、調査等に優れた能力を有する事務局職員の育成や、議会図書室における文献・資料の充実など議会の担う機能を補佐・支援するための体制の整備・強化が図ることが目的とされております。

なお、この改正につきましては、下の欄外に留意点がございますように、全国町村議会議長会としては、議会事務局の共同設置はなじまないものとして、総務大臣に対し「議会事務局の共同設置についての意見」が提出されております。これにつきましては、次のページ以降につけておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、4 点目としまして、市町村基本構想の議決の義務付けの廃止がされて

おります。地方自治法の第2条第4項で、市町村の基本構想については議決事件として定められておりましたけども、この条項が削除されております。そして議決事件として法律上の義務付けがなくなっております。

全国議長会としては、下の留意点に書かれておりますように、市町村の基本構想は、当該団体の将来に関する重要事項であり、その他の重要な計画等と併せ、第96条第2項の議決事件として追加を検討する必要があるといわれております。

以上、簡単ではございますが、このたびの地方自治法の改正のうち議会に関わります部分のご説明、ご報告とさせていただきます。

委員長 ただいま局長の方から地方自治法の一部改正についての説明がされました。これについて何か質問等ございましたらお受けしたいと思います。

木澤委員。

木澤委員 今回、定数の上限の撤廃と、すぐに対応を求められるというものでもないものもあるかなと思うんですけども。また基本構想の決定は、今年の12月議会で決定をしておりますので、次、議会にもし諮るということになったら10年後ということになるんですけども、ただ縛りはなくなったとは言え、地方で決めてくださいということなので、議決事項にするかというのは期間が開いてしまうと意識的に大分変わってくることもあるでしょうから、できるだけ今の内に議論をするべきかなと、する、しない。だから議会運営委員会で継続的に町の総合計画の議決事項をどうするかというのは、議論していくべきかなと思うんですけども。

小野委員 木澤副委員長がおっしゃているとおり、法律で義務付けがなくなったということで、この留意点にも書かれてますし、やはり、自治体の将来に関する重要な事項だと。それについては、議会で、法律で義務付けはなくなったけど、やはり他の方法でね、議決事件にしていくという方向で検討していく。これは法律による義務付けがなくなったから、議決をとるようにはだめだということにはならないですね。だからそこらを、10年あるからゆっくりでいいということじゃなくて、この今法律改正をされた時点での新しい気持ちで議会の中で

議論して、今までどおりやっていきたいということの意思表示をしておく必要がないかなと私も思うんですけども。それはまあ議会運営委員会で議論をしていかなければいけないかと思います。ぜひとも議運の中の継続審査にでもしてほしいと思います。

委員長　この件について小野委員から継続審査という形でしてはというご意見ですが、それでよろしいですか。

(異議なし)

委員長　それでは、小野委員が提案したような形をとっていきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

他ございませんか。

(な し)

委員長　それでは、その他についてもこれをもって終わります。

以上をもって、本日の議会運営委員会を閉会といたします。どうもご苦労さまでございました。

(午前10時45分 閉会)